

四国地方整備局訓令第１２号

渡川流域学識者会議規約を次のように定める。
平成２５年８月３０日

四国地方整備局長

渡川流域学識者会議規約

(趣旨)

第１条 渡川水系河川整備計画を策定するに当たり「渡川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、河川法第１６条の２第３項の規定に基づき、それぞれの立場から四国地方整備局長（以下「局長」という。）及び高知県知事（以下「知事」という。）に対して必要な意見を述べるため、四国地方整備局に渡川流域学識者会議（以下「学識者会議」という。）を置く。

(構成)

第２条 委員は、渡川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長及び知事が委嘱する。
２ 学識者会議は、委員１１名で構成する。
３ 委員の任期は２年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第３条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。
２ 議長は、学識者会議の議事を進行する。
３ 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第４条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。
２ 事務局員は、四国地方整備局河川部、中村河川国道事務所、中筋川総合開発工事事務所及び高知県土木部に属する職員をもって充てるものとする。
３ 事務局は、学識者会議の運営に当たる。
４ 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次の各号に掲げる者を退場させることができる。
一 学識者会議の秩序を乱した者

二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長及び知事が開催する。

(情報公開)

第6条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項は、局長及び知事が委員の意見を聴いて定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成25年9月9日から施行する。

渡川流域学識者会議の委員名簿

(五十音順・敬称略)

専門分野		所属等	氏名
環境	水生生物 水生昆虫	水生生物研究者	いしかわ たえこ 石川 妙子
環境	環境科学 水質	高知大学 名誉教授	いまい よしひこ 今井 嘉彦
治水	河川工学 防災工学 地下水工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	おおとし くにお 大年 邦雄
治水	河川工学 防災工学	高知工業高等専門学校 環境都市デザイン工学科 准教授	おかだ しょうじ 岡田 将治
環境	魚類生態学	高知大学 総合研究センター 海洋生物研究教育施設 教授	きのした いずみ 木下 泉
治水	砂防学 斜面防災工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	ささはら かつお 笹原 克夫
環境	動物 自然科学(鳥類)	野生生物環境研究センター 所長	さわだ よしなが 澤田 佳長
環境	植物生態学	河川・溪流環境アドバイザー(国土交通省) 高知県文化環境アドバイザー(高知県)	さわらぎ しょういち 澤良木 庄一
歴史 文化	文化財・民俗学	高知県文化財保護審議会委員	つの こうすけ 津野 幸右
経済	政策評価論 地域経済論 産業連関分析	高知大学 教育研究部 総合科学系 地域協働教育学部門 准教授	なかざわ じゆんじ 中澤 純治
関係 水利	農業施設工学 地域環境工学	高知大学 教育研究部 自然科学系 農学部門 教授	まつもと しんすけ 松本 伸介